

#真岡ごはん 真岡の「美味しい」をお届けします。



①天ざるそば ②梅おろしそば ③店内の様子 ④店長の薫さん(右)と妻の水樹さん(左) ⑤店舗外観



【所在地】寺内 1547-2
 【駐車場】4 台程度
 【営業時間】11:30~14:00
 17:00~21:00
 ※そば売り切れ次第終了
 【定休日】毎週木曜日
 第3水曜日



そば処 清流 (寺内)

契約栽培の真岡市産玄そばを石臼挽きで製粉し、日田天領水を使用したこだわりの手打ちそばです。人気の天ざるそばをはじめ、大根おろしと梅の相性が良い梅おろしそばなど、多彩なメニューが楽しめます。そばの風味、十分な歯ごたえ、喉ごしの良さを味わってみてはいかがでしょうか。

読者プレゼント

応募締切 令和5年8月31日(木) ※消印有効

抽選で、そば処清流の「お食事券」(1,000円相当分)を3名にプレゼントします。専用応募フォーム、または官製はがきに必要事項を記入し、応募ください。

【必要事項】応募者情報(住所・氏名・年齢・連絡先) 広報紙に関するご意見・ご感想など

【応募先】〒321-4395 真岡市荒町 5191 番地 秘書広報課広報広聴係 「広報もおか8月号プレゼント」担当



-注意事項-

- * 市内外問わず1人1通応募可
- * 応募数が定数を超えた場合は抽選
- * 当選者のみ当選券を発送

あの日あそころ

第413回



かわむら まさひろ
川村 勝さん
 (境在住・77歳)



仲間たちと取り組む
 地域活動を楽しんでいます

私は境生まれ、3人きょうだいの次男として育ちました。この地域は昔から大雨になると鬼怒川の水がよくあふれて、被害を受けていたのを覚えています。中学時代は、社会の先生の影響で日本史が大好きになり、近所で古墳巡りをしたり、高校の歴史のテストでは、ライバルだった友人とよく1位を争っていました。その後、大学進学のために上京。卒業後、東京の高校で歴史・倫理社会の教員として2年間勤めていました。

ちょうどそのころ、真岡市では工業団地の造成や工場進出が盛んに行われていた時期で、当時市が誘致を計画していた宝栄工業(株)へ転職しました。入社当初は、東京の本社で経理を担当していましたが、昭和47年に真岡工場が新設し異動となり、総務・営業を担当しました。営業では、工場で作った製品を



転職した頃の川村さん

取引先に納品するのに早朝から夜遅くまで働くこともあり、冬の青森へ製品を納品するために車で向かった時、アイスバーンの道で交通事故に遭ってしまい、秋田のダンプカーの運転手に助けってもらったこともありました。また、北海道や青森、長野、金沢にも出向き、販売拠点の設立に向けた市場調査や取引交渉のため、同僚たちと奔走しました。仕事は忙しかったですが、家族をはじめ、同僚の支えがあり、工業団地内の企業同士でも交流が盛んだだったので、充実した日々を過ごせていたと感じています。

社内文化祭の出展作品と



そして、昔から地域の歴史調査・研究が好きで退職後に始めた真岡観光コンシェルジュでは、自分で調べた資料を使って郷土の歴史や文化を案内し、真岡の魅力を発信しています。最近の楽しみは、境地区の老人クラブで参加者たちが楽しめるようにレクリエーションを企画して、地域の人たちが交流できる場をつくっているほか、出会い結婚サポートセンターの相談員として、結婚を希望する方の出会いから結婚までをサポートをしています。それぞれの仲間たちと励まし合い、協力しながら活動を楽しんでいます。これからも健康で元気に過ごしていきたいですね。

退職後に始めた真岡観光コンシェルジュでは、自分で調べた資料を使って郷土の歴史や文化を案内し、真岡の魅力を発信しています。最近の楽しみは、境地区の老人クラブで参加者たちが楽しめるようにレクリエーションを企画して、地域の人たちが交流できる場をつくっているほか、出会い結婚サポートセンターの相談員として、結婚を希望する方の出会いから結婚までをサポートをしています。それぞれの仲間たちと励まし合い、協力しながら活動を楽しんでいます。これからも健康で元気に過ごしていきたいですね。

消費生活センターメモ No.482

8月は食品表示適正化月間
 知っていますか?「保健機能食品」



健康食品は、国が定めた安全性と効果に関する基準などに従って、食品の機能性を表示できる「保健機能食品」と、機能性を表示できない「その他の健康食品」の2種類に分かれます。

例えばサプリメントは、「その他の健康食品」に該当するため、国が定めた基準はなく、機能性を表示できません。インターネット等の利用者の体験談や広告などのキャッチコピーで判断せず、高齢者や基礎疾患を持っている人が使用する場合は、飲用前に必ず医師に相談しましょう。

「保健機能食品」は3種類

・特定保健用食品(トクホ)

国が審査し、消費者庁長官が保健機能の表示を許可したものの。



・栄養機能食品

国の個別審査の必要がなく、すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含んでいれば、国の定めた表現によって機能性を表示できる。例)カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。

・機能性表示食品

事業者の責任で販売前に消費者庁長官に届け出たもの。例)届出表示)本品には〇〇が含まれるので□□の機能があります。



健康食品を選ぶ際は、「保健機能食品」のように安全性や機能性の裏付けがあることが1つの目安です。

【相談窓口】消費生活センター(くらし安全課内)
 TEL 0285-84-7830 (ハナシテナヤミナシ)
 平日 9:00~12:00 13:00~16:00 ※相談料無料